

奈良時代における収入格差について

高島正憲

本稿の目的は、近代経済成長がはじまる以前の社会における収入格差の計測である。具体的には、奈良時代(8世紀)における律令農民と律令官人の各身分について、法令資料などの文献資料から「制度上の」収入を推計し、その格差の程度を測定する。推計の結果、律令農民については、律令国家より班給された田地・畠地からの収入があったものの、租などの土地への課税、庸・調や雑徭といった課役や出挙などの負担によって収入の3-4割弱を徴収されており、なかでも課役と出挙の負担率が高かったことがわかった。税負担がなかった律令官人については、収入によって上級貴族、中下級貴族、一般官人に階層が分かれ、とくに上級貴族の収入が格段に高く、律令官人内でも階層内格差があったこと、また一般官人では中央より地方で所得が高くなることを確認した。各身分間の比較では、律令農民と律令官人の間の収入格差は、貴族層に対しては極端に高かったが、一般官人との大きな格差は確認できなかった。推計結果は実収ではなく制度上の収入によるものであるが、そうした収入格差を生み出す制度を前提として古代律令国家は成立していた。
JEL Classification Codes: N35, N45

はじめに

本稿が研究の対象とするのは、古代の社会的身分間の格差の計測である。具体的には、8世紀の奈良時代における律令官人・律令農民の収入を推計し、その結果を比較することで、古代における格差がどの程度のものであったかをみることである。

今日のように格差というものが社会問題として認識される以前の時代について格差を調べる意義はどこにあるのだろうか。よく知られているように、近代経済成長が始まると、その当初において所得の階層間格差が拡大するが、ある段階で所得水準の上昇が格差の縮小をとまなうようになるというクズネッツの仮説がある(Kuznets 1955)。本稿が分析しようとするのは、日本における近代経済成長が始まった明治時代の直近の徳川時代ですらない、さらに1000年以上さかのぼった時代である。近年の数量経済史研究では、近代経済成長ほどの水準ではなかったものの、1人あたりGDP推計をみるかぎりにおいては、前近代日本では長期的かつ持続的な経済成長がおこっていたことが明らかになっている(Maddison 2001, 高島 2017, Bassino *et al.* 2019)。そうであれば、クズネッツの仮説より以前の前近代の経済成長も格差を拡大させたのだろうか、また、その格差はどれほどのものだったのか、という新た

な課題が設定されることになるだろう。本稿が目指すのは、そうした歴史的な文脈における格差の源泉をたどるための一つの地味な作業にほかならない。

社会における不平等を加速させるものとして、所有権の拡大や国家の出現といった政治・制度、生産手段の変化などさまざまな要因があるが、なかでも産業革命にはじまる近代経済成長前後の時期については多くの議論がある(Lindert and Williamson 1983; Williamson 1991; van Zanden 1995 ほか)。しかし、それに先立つ前近代の格差の計測となると、それは文献として確認される情報から類推するか、1人あたりGDPや実質賃金の推計結果から判断するかが限界であったが、近年になって計量的な実証研究で、考古学の遺跡などから古代地中海世界における資産格差のジニ係数が計測されるようになった。古代社会におけるジニ係数は最初の西暦1000年の間で0.7-0.9ときわめて高い結果となっており、現代の途上国における格差以上の不平等を確認することができる(Fochesato and Bowles 2017)。

日本における古代社会の収入推計についての研究は、これまで律令官人と律令農民という各社会的身分の収入の計測というかたちでなされてきた¹⁾。先行研究による古代の各身分の収入推計の特徴をまとめると、以下ようになる。まず、推計方法については、(1)律令官人の収入については、その地位と

職掌に応じて支払われる給与の情報は古代の法令資料に明確に定義されているので、少なくとも制度に規定された律令官人の収入、すなわち「制度上」の収入の推計は可能であること、(2)律令農民の収入についても、法令資料から律令国家からどのくらいの口分田などの土地を班給され、その土地からどの程度の収入を得ていたのか、また、そこから徴収された税(田租)や課役(調庸・雑役など)の負担の程度についても、律令官人と同様に「制度上」の推計をすることができること、(3)これらの推計は、個々の身分ごとに推計されているが、まとめて比較したものは存在しない、ということである。

次に、確認されたこととしては、(4)律令官人については、上級官人(貴族)の収入は平城京に勤務する京官が群を抜いて高いが、地方で働く外官の下級官人の給与は京官のそれよりも高かったこと。そして、その背景として、位階重視と官職による差別によって特徴づけられた律令制給与が存在したこと(高橋 1970)、(5)律令農民の収入からみた生活水準は班給された土地のみでは生活の維持が困難であった、となっている(澤田 1927, 瀧川 1943)。

律令農民の収入についてのもっとも詳細なものは、戦前に澤田吾一があらわした大著『奈良朝時代民政経済の数的研究』における推計であるが(澤田 1927, 第 39-41 章)、推計の根拠としていた耕作地の農業生産性や人口推計については、その後に発表された複数の新推計が存在するため、推計そのものを改訂する必要がある。また、律令官人の収入については、高橋(1970, 第 1 章)での律令時代における官人の身分・職位別の詳細な推計値があるが、これも一部の推定値については改訂の必要がある。

理想的にはジニ係数のような指標を計測することが求められるが、資料の質・量の制約からそうした計測はできない。加えて、本稿での格差の計測は律令官人・律令農民という制度上の身分を対象としており、身分間の収入格差そのものは存在していたとしても、今日のような格差社会を問題とする文脈とは必ずしも同一の議論ではない。それでも、古代の制度的な身分による格差を数量的に把握することは、当時の社会のあり方を考える上で意味のある作業だろう。したがって、本稿で目指すべき課題は、先行研究での(1)から(2)について再推計をおこない、それらを合せて(3)の身分間の比較をおこなうこと、そして(4)と(5)の先行研究の結果を再推計で吟味し、その格差の原因について考察することとなる。もっ

とも、先行研究での推計方法は本稿でも利用しつつ、改訂が必要な箇所については根拠となる資料や手法をアップデートし、推計された律令官人と律令農民の収入をあわせて身分間の格差を具体的な数値をもって観察し、その格差の意味するところは何かについて考えたい。

1. 律令農民の収入

1 戸あたりの人数と班給田数

奈良時代の律令農民は、戸主とその下に編成された戸口からなる基本単位集団(戸)によって律令国家に把握されていた。戸における人びとは、それぞれの身分・性別・年齢に応じて国家から班給される耕作地および課税率が法令で決まっており、当時の 1 戸あたりの人数とその内訳に応じて班給されていた耕作地とその土地生産性、および課税額を推定することによって、当時の収入と税負担の量を計算することが可能である。

表 1 は現存する 8 世紀前半の戸籍・計帳より集計した人口表である。まず、当時の 1 戸あたりの人数について、人口表から得られた各郷里内の総人数を総戸数で除することにより 1 戸あたり平均人数を算出すると、最小 12.3 人、最大で 23.3 人の規模となった²⁾。各戸における身分年齢構成について平均人数を計算すると、1 戸あたり 20.6 人という数値がえられた。これを身分比、男女比、年齢比であらわしたものが図 1 となる。

規定によれば、田令に「凡給口分田者、男二段、女減三分之一、五年以下不給。」とあり、ここから、良民は男 2 段、女はそれより 3 分の 1 減(1.3 段)の口分田をそれぞれ与えられ、班給の開始年齢は 6 歳からとなっており、奴婢は良民の 3 分の 1 を与えられることになっていた。この規定を実際の資料から確認しておこう。戸籍・計帳資料に実際の口分田の田数が書かれた大宝 2(702)年「西海道戸籍」をもちいて実際の班給された田の面積と表 1 をもとに算出した規定上の面積を比較したのが表 2 である。規程上の田数と実際の田数との差はおおよそ一致している。このことから、戸籍・計帳から導きだした各身分、性別、年齢ごとに与えられた口分田を算出することができ、それらを合せて規程上の 1 戸あたり口分田の面積がわかることになる。先に説明した田令に書かれた規定の内容を、図 1 の構成比に適応すれば、1 戸あたりの班給口分田の面積として 27.5 段、すなわち 2.75 町を算出することとなる(表 3)³⁾。

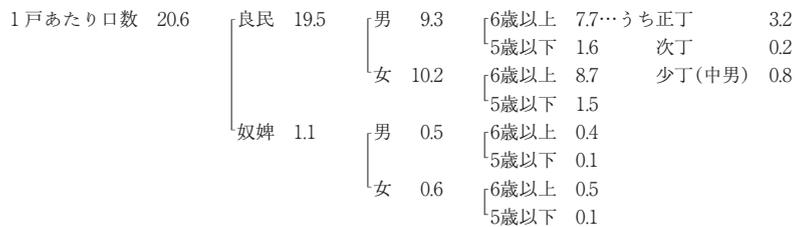
表 1. 8世紀の現存戸籍による人口表

国	郷・里	戸数		1戸 良民男			良民女			奴		婢				
		総数	あたり平均人数	6歳以上	5歳以下	計	6歳以上	5歳以下	計	6歳以上	5歳以下	計	6歳以上	5歳以下	計	
御野国	春部里	26	595	22.9	217	51	268	268	39	307	8	1	9	11	0	11
	栗栖田里	15	255	17	100	16	116	106	27	133	2	0	2	4	0	4
	肩々里 (里未詳)	2	122	61	26	6	32	26	2	28	27	4	31	28	3	31
	三井田里	6	109	18.2	37	9	46	51	8	59	1	0	1	3	0	3
	半布里	54	1119	20.7	446	95	541	464	87	551	13	1	14	11	2	13
筑前国	川辺里	13	211	16.2	73	19	92	97	20	117	1	0	1	1	0	1
豊前国	塔里	4	114	28.5	47	8	55	47	12	59	0	0	0	0	0	0
	加目久也里	2	43	21.5	15	4	19	20	4	24	0	0	0	0	0	0
山城国	丁里	14	293	20.9	121	22	143	113	24	137	4	3	7	5	1	6
	雲上里	4	93	23.3	44	8	52	26	5	31	6	0	6	4	0	4
	雲下里	9	175	19.4	48	10	58	88	6	94	9	0	9	13	1	14
	右京三条三坊 (里未詳)	2	29	14.5	13	0	13	12	0	12	3	0	3	1	0	1
越前国	山背郷	1	48	48	18	1	19	25	4	29	0	0	0	0	0	0
計		168	3,461	20.6	1,306	263	1,569	1,456	258	1,714	75	9	84	85	9	94

注) 現存する戸籍のうち、口分田の推計に必要な男女・年齢・良賤の区別が確認可能なものから推計している。資料には、残疾、廢疾、逃亡などの情報が確認されるが、すべて加えたままで集計した。詳細は本文参照。

資料) 『大日本古文書』所収「御野国味蜂間郡春部里戸籍」、「御野国本集郡栗栖太里戸籍」、「御野国肩縣郡肩々里戸籍」、「御野国各牟郡中里戸籍」、「御野国山方間郡三井田戸籍」、「御野国加毛間郡半布里戸籍」、「筑前国島郡川邊里戸籍」、「豊前国上三毛郡塔里戸籍」、「豊前国上三毛郡加目久也戸籍」、「豊前国仲津郡丁里戸籍」、「山背国愛宕郡雲上里計帳」、「山背国愛宕郡雲下里計帳」、「右京計帳」、「国郡未詳計帳」、「越前国江沼郡山背郷計帳」。なお、『大日本古文書』内の資料の接続および正誤の確認については、竹内(1959; 1960)を参考にした。

図 1. 現存戸籍から作成した 1 戸あたり構成員の内訳



単位) 人。

注) 男の 6 歳以上の内訳は、兵士・耆老・少子を除いている。なお、現実では構成員が小数点以下の人数で存在することはないが、制度上の平均構成員をあらわすものとしている。

資料) 表 1 に同じ。

田地(口分田)よりの収入

次に、口分田からの収穫量を計算する。口分田の収穫量については、これまで主に法令資料および当時の土地資料からの分析により、1 町あたりの水田の推定収穫量が約 300 束から 500 束の範囲で議論がなされていた。研究史についての詳細はここでは割愛するが⁴⁾、主に、(1)平安時代前半の延喜 14(914)年に出された官符で定められた七分法(水田の等級・比率を上田 1：中田 2：下田 2：下下田 2 に分けたもの)にしたがって、各等級の町別収穫量は上田 500 束、中田 400 束、下田 300 束、下下田 150 束と『延喜式』に記載されていたことから、これら田

品の比率と各収穫稲を平均して計算して口分田 1 町から 314.3 束の稲が収穫されるとするもの⁵⁾、(2)七分法の定義は平安時代以降の成立であるが、下下田を除けば延喜式に定められた田品毎の収穫高そのものは奈良時代を反映していたとして、1 町あたりの収穫量を 400 束前後とするもの、(3)班給された口分田は原則として全部上田であったとして、最大収穫量である 1 町あたり 500 束とするもの、以上の 3 つの説がある。これらの議論は七分法に定義された上田・中田・下田・下々田の田品制をもとに議論されており、七分法にあらわれた土地生産性が当時の状況のある程度は反映していると判断して、先行研

表 2. 西海道戸籍における班給田と規定上から算出した班給田の比較

	A	B	A/B
	規定による推計値 (町)	実際の班給田 (町)	
筑前国 川辺里	2.3	2.2	0.97
	1.3	1.3	0.98
	1.7	1.4	0.84
	2.4	2.1	0.88
	2.6	3.1	1.19
	2.7	2.9	1.07
	0.8	0.6	0.75
	1.7	1.7	1.02
豊前国 塔里	2.1	1.9	0.89
	3.3	3.7	1.11
豊前国 加目久也里	2.3	2.0	0.86
豊前国 丁里	1.9	2.1	1.09
	3.8	3.7	0.99
	2.6	2.4	0.92
	2.1	2.1	1.02
	1.7	1.7	1.02
	2.2	2.1	0.95
	1.7	1.8	1.04
	4.6	4.0	0.87
	2.0	1.6	0.80
2.2	2.5	1.14	
計	48.0	46.9	0.98

資料) 『大日本古文書』所収「筑前国島郡川邊里戸籍」,「豊前国上三毛郡塔里戸籍」,「豊前国上三毛郡加目久也戸籍」,「豊前国仲津郡丁里戸籍」.

表 3. 規定上の 1 戸あたり口分田

	A	B	A×B
	戸籍から算出した 身分別人数 (人)	規定上の 1 人あたり 班田数 (町)	班田数 (町)
良民男	7.7	2.0	15.4
良民女	8.7	1.3	11.6
奴	0.4	0.7	0.3
婢	0.5	0.4	0.2
計			27.5

資料) 表 1 より作成.

究による町別 314.3 束から 500 束(石に換算して 15.7 石から 25 石)という数値を、奈良時代の町別収穫量の推計範囲値とする。この 1 町あたり収穫量 15.7-25 石を、先に算出した 1 戸あたり 2.75 町の口分田の田積数に乗じれば、1 戸あたり 43.2-68.8 石という値がえられることになり⁶⁾、これが奈良時代の 1 戸あたりの口分田よりの収入となる。

口分田以外の土地よりの収入

律令農民は、口分田以外の田地および畠地を律令

国家から与えられており、これらの土地についてもその 1 戸あたりの面積とそこからの収入を算出して加えなければならない。

まず、田地については資料が非常に限られているが、地方の国ごとに田租や地子を徴収するための基礎帳簿で現存する天平 12(740)年作成の「遠江国浜名郡輪租帳」における口分田と乗田・墾田の比率より推定することができる⁷⁾。浜名郡における口分田の面積は 880 町 4 段 276 歩、乗田・墾田の合計面積は 187 町 96 歩となっており、乗田・墾田の口分田

表4. 法令資料からの1戸あたりの収入

	収穫量 (石)
口分田	43.2-68.8
口分田以外の田地 畠地	7.9-12.5 6.4-13.1
計	57.5-94.4

注・資料) 本文参照.

に対する比は21%となる。したがって、1戸あたりの口分田2.75町の21%に相当する0.5町が乗田・墾田の1戸あたり面積となり、それに1町あたり土地生産性15.7-25石を乗じて、7.9-12.5石が口分田以外の収入として算出される⁸⁾。

畠地については、律令の規定のうち「田令」に「凡給園地者、隨地多少均給、若絶戸還公⁹⁾とあるように、畠地にも田地と同様に班給の規定があったことわかる¹⁰⁾。班給面積については「地にしたがって多少」の畠地を割り当てるとなっているが、実際の班給された面積が1人あたりでどの程度であったのかは不明である。養老3(719)年に出された詔に「給天下民戸、陸田一町以上廿町以下。輸地子、段粟三升也。六道諸国遭早飢荒。開義倉賑恤之。」とあり、畠地を1戸あたり1町から20町の範囲で支給する政策が出されている¹¹⁾。先に推計した1戸あたり口分田は2.75町であることを考えると、最大で1戸あたり田地の約7倍もの畠地が支給されていたことになる。これが妥当かどうかについては、事例は少ないが、8世紀の寺院の財産状況をまとめた記録に書かれた所有耕作地の内訳では、畠地面積の全耕作地における比率は、弘福寺領では23.9%、法隆寺領では7.6%となっており、畠地が田地の面積を大きく上回ること確認できておらず、この広い班給幅の可能性を全く否定することはできないものの、現実的な推計値として扱うことは難しい¹²⁾。

霊亀元(715)年には「今諸国百姓、未尽産術、唯趣水沢之種、不知陸田之利(中略)宜令百姓兼種麦禾、男夫一人二段。凡粟之為物、支久不敗、於諸穀中、最是精好。」とある¹³⁾。これは、飢饉対策のために、男夫1人につき2段の割合で畠地での耕作を奨励している資料であるが、いま「男夫」を図2にある正丁(21歳から60歳までの良民男)とすれば、その1戸あたりの人数は3.2人であるので、資料にある耕作を奨励される畠地2段を乗じれば、班給される畠地は6.4段(0.64町)となる。また、課丁(課役を負担する男)全員と判断するならば、1戸あた

りの正丁、次丁(61歳から65歳の良民男)、中男(17歳から20歳までの良民男)の全員に畠地が班給されることになるので、課丁の人数の合計値4.2に2段を乗じて、1戸あたり8.2段(0.82町)の畠地の面積が推定されることになる¹⁴⁾。ここでは1戸あたり畠地の面積を0.64-0.82町としておく。

畠地の土地生産性については、直接算出できる資料は存在しないため、ここでは、畠地で収穫される雑穀の価値が米に対してどの程度であったかを『延喜式』に記載された交換比率より間接的に推計された田地からの収穫物1に対して畠地の収穫物0.64とした価値比(高島2017, 第1章)を利用することとする。先に推計した田地の土地生産性(町別15.7-25石)に対する畠地の価値比0.64を乗ずれば、10.0石から16石が1町あたりの畠地の土地生産性になる。これを1戸あたり0.64-0.82町の畠地の面積に乗じて、6.4-13.1石が1戸あたりの畠地からの収入が算出される¹⁵⁾。

律令農民の収入

以上、律令農民の収入について、口分田、口分田以外の田地、畠地について収穫量を算出した。これら異なる土地からの収穫量は、田地(口分田)43.2-68.8石、田地(口分田以外)7.9-12.5石、畠地6.4-13.1石となり、合計57.5-94.4石が奈良時代の1戸あたりの平均収入となる(表4)¹⁶⁾。また、この収入を1戸あたり20.6人で除することにより、1人あたり収入として2.8-4.6石が算出される¹⁷⁾。

2. 律令農民の負担

律令農民へ班給される耕地面積が決まっていたように、税率負担についても法令資料からの推計が可能である。推計されるものは、租・地子、調庸、雑徭、中男作物、義倉、出挙稻、奉仕義務(仕丁・衛士・防人)である。この負担については、澤田吾一による詳細な推計が存在するが、その前提となる世帯員や人口構成などの推計値が、その後の研究の進展により改訂されていることなど修正の余地がある。以下、少し長くなるが、澤田による推計のプロセスをひもときながら、修正が必要な部分については個別にアップデートすることで、律令農民の負担を推計してみよう¹⁸⁾。

租・地子

『続日本紀』慶雲3(706)年9月丙辰条「遣使七道、

始定田租法、町十五束」¹⁹⁾との記述から、1町あたり15束の田租をそれぞれ徴収することが定められていたことがわかる²⁰⁾。これを上田での収穫高500束から計算した約3%という税率というのが通説となっているが、本稿では口分田の面積を複数の田品からなるものとしているため、そのまま税率とすることはできない。ここでは、先に推計された範囲推計での口分田1町あたり314.3-500束の収穫量から推計する。この場合、15束の田租が差し引かれることになるので、税率は3-5%となり、1戸あたりの口分田からの収穫量は43.2-68.8石であったので、それぞれの税率から1.3-3.4石が田租として徴収されることになる²¹⁾。

口分田以外の土地である乗田・墾田については、田地よりの収入でも利用した『延喜式』主税上に「凡公田獲稻、上田五百束、中田四百束、下田三百束、下下田一百五十束、地子各依田品、論五分之一。」とあり、これに従えば公田(乗田)の税率は収穫高の20%となる。よって、1戸あたり7.9-12.5石となる口分田以外の土地からの収穫の20%である1.6-2.5石が差し引かれる²²⁾。

畠地の地子については、先に紹介した養老3(719)年9月の詔に1段あたり粟3升との規定がある。1戸あたり畠地の面積は0.64-0.82町であるので、ここからの地子は粟1.92-2.46升となり、粟の米にたいする価値換算比は、『延喜式』の規定より米1に対して粟0.75となっているので、2.56-3.36石が畠地より徴収される地子となる²³⁾。

調庸

人頭税である調庸についても、租と同様それぞれ課される負担が身分別に定められていた。調は、正丁・次丁・少丁(中男)に対して課され、絹や布もしくは代替品としての地方の特産品・貨幣を納入物としており、負担は正丁を1とすれば、次丁・少丁はそれぞれ2分の1、4分の1となっていた²⁴⁾。庸は正丁および次丁に課されたもので、本来は各地から徴発して平城京で10日間の労役に課すものであったが、実際には代替物として布・米・塩などの現物を納入するもので、負担は正丁を1とすれば、次丁は正丁の2分の1となっていた²⁵⁾。

調庸で納められる現物の量は、麻布2丈6尺などを収め、庸は絹・紵8尺5寸、絹糸8両、絹綿1斤、麻布2丈6尺などから1つを収めることになっていた。したがって、それら代替品を米に換算した価値

を推定することで1人相当の負担量を推定することができる。表5は、資料から得られた調庸の各納入物の量および単位あたりの米換算の価値をあらわしたものである。限られた資料から蒐集したものであるため、時期や地域による差があるが、おおよその価格は把握することができる。

これに加えて、正丁のみに課された調に付属する調副物として紙や漆などの工芸品の負担があり、これら調庸および調副物を地方から平城京への運搬するために、正丁より徴発された運脚とよばれる負担もあった。その負担は、運脚以外の者がその運搬費用を負担することとなっていた²⁶⁾。澤田(1927)は、それら副物・運搬費用は軽微(それぞれ5把、2把5分)としたうえで、それらを含めて正丁1人あたり調18束、庸9束を負担と推定した。ただし、中男の調については、養老元年に廃止されて、中男作物に変更されているため、ここでは中男の負担分を計上しないものとする。また、調庸は畿内については、それぞれ免除・2分の1に軽減とされていた²⁷⁾。これをもとに1戸あたり調庸の負担を計算すれば、次丁は正丁の半分の負担となるので、1戸あたり正丁3.2人、次丁0.2人の負担は、調は59.4束(=2.97石)。ただし、畿内の調は29.7束(=1.485石)、庸は29.7束(=1.485石)。ただし、畿内は負担なし)となる²⁸⁾。

雑徭

雑徭は地方における土木工事を課したもので、その労役日数は、正丁が1年に60日、次丁が30日、少丁が15日(それぞれ上限日数)と定められていた²⁹⁾。この労役日数の上限は天平宝字元(757)年に半減されたが、後にもとの日数に戻され、延暦14(795)年に再度半減されている。本稿は推計時期を固定するものではないため、労役日数は古代をつうじて上限および半減の範囲をとるものとした。労役日数の価値についての具体的な換算については、『延喜式』巻22に7人半分の雑徭稲を150束とする記載があり³⁰⁾、このことから1人あたり雑徭は稲20束となり、正丁、次丁、少丁の1人あたり雑徭の米換算の価値はそれぞれ40-20束、20-10束、10-5束と算出されることになる。これを図1の世帯内訳における1戸あたり正丁3.2人、次丁0.2人、少丁0.7人より、それぞれ64-128束(3.2-6.4石)、2-4束(0.1-0.2石)、3.5-7束(0.18-0.35石)、合計69.5-139束(3.5-7石)が1戸あたりの雑徭の負担と

表5. 調庸の各納入物の負担量および稲換算の価値

品目	納入単位	稲換算の価値	年	資料	
庸	布	1丈4尺	6束4把	天平2	大倭国正税帳
			8束8把	天平9	但馬国正税帳
			5束	天平9	駿河国正税帳
			10束	天平10	周防国正税帳
			6束7把	天平11	伊豆国正税帳
	綿	小1片	5束	天平11	〃
			13束	天平6	尾張国正税帳
			7束	天平9	長門国正税帳
			5束	天平9	〃
			6束	天平10	周防国正税帳
	糸	半絢	5束	天平9	但馬国正税帳
			5束	天平9	〃
			6束7把	天平10	駿河国正税帳
			5束3把	天平10	周防国正税帳
			6束	天平11	伊豆国正税帳
塩	1斗5升	7束5把	天平4	越前国正税帳	
		2束5把	天平10	周防国正税帳	
		5束	天平11	伊豆国正税帳	
		5束	天平11	〃	
		調	純	1丈5尺	15束
			30束	天平10	駿河国正税帳
			15束	天平10	周防国正税帳
			25束	天平11	伊豆国正税帳
			15束	天平宝字3	越前国正税帳
布	2丈8尺	12束8把	天平2	大倭国正税帳	
		17束5把	天平9	但馬国正税帳	
		10束	天平9	駿河国正税帳	
		20束	天平10	周防国正税帳	
		12束	天平11	伊豆国正税帳	
塩	3斗	10束	天平11	〃	
		15束	天平4	越前国正税帳	
		5束	天平10	周防国正税帳	
		10束	天平11	伊豆国正税帳	
堅魚	35斤	10束	天平11	〃	
		10束	天平11	伊豆国正税帳	

資料) 澤田(1927)より作成。

なる³¹⁾。

中男作物

中男作物は、もともとは少丁(中男)に課された調が、養老元(717)年に正丁への賦課であった調副物とともに廃止され、その代りに諸国官庁での必要物品の調達として課されたもので³²⁾、その品目は『延喜式』主計寮上に収めるべき諸国産物(絹, 紙, 紅花など)が列挙されている³³⁾。この多様な品目の価値を特定するにあたっては、この中男作物は少丁の調に変わる雑徭であったことから、従来の調の価値に相当するものと判断したい。少丁の調は正丁の調の4分の1の負担であるため、少丁1人あたりの中男作物負担は4.5束(0.23石)となり、これを図1の

構成員内訳での少丁0.7人に乗じれば、3.15束(0.16石)が1戸あたりの中男作物の負担となる³⁴⁾。

義倉

義倉とは、飢饉に備えて9つの等級に分けられた各戸から等級に応じた量の穀物を徴収する制度である。表6は等級ごとに賦役令で定められた義倉用に徴収される穀物の量と実際の義倉帳に書かれた戸数をまとめたものである。これによれば、安房国義倉帳では415戸のうち327戸、越前国では1019戸のうち920戸と、その大半の戸が義倉に納められない状況であったことがわかる。いまこれら未徴収戸も含めて平均をとれば1戸あたり粟4升の義倉への納入量とすることができる。もっとも、7-8割の戸が

表 6. 義倉の徴収状況

国	戸数	徴収									徴収停止	徴収停止率 (%)
		上々戸	上中戸	上下戸	中上戸	中々戸	中下戸	上下戸	下中戸	下々戸		
安房国	415	—	—	—	—	2	2	3	12	69	327	78.8
越前国	1,019	1	4	7	4	5	8	12	13	45	920	90.3

注) 『大日本古文書』では安房国の下中戸は11戸、越前国の上下戸は11戸となっているが、影印本を確認するとともに12戸に修正した。

資料) 『大日本古文書』所収「安房国天平二年義倉税帳断簡」、「越前国天平二年義倉帳断簡」。

表 7. 大倭国正税帳における神田の種稲

田	種稲	1町あたり種稲	備考
1町8段	36束	20束	—
1町8段	36束	20束	広端郡
1町8段	36束	20束	広端郡
1町	20束	20束	十市郡
—	100束	—	山辺郡
1町	20束	20束	添上郡

資料) 『大日本古文書』所収「大倭国正税帳」。

納入できない状況下では、実際に運用されていたかについては疑問があるが、本稿では制度上の負担額を計測する必要があるため、各戸の比率と各義倉粟を平均して計算して1戸から4升の粟が収穫されることになり³⁵⁾、これを米の価値に換算すれば5升(0.05石)となる³⁶⁾。

出挙稲

出挙とは古代における利息付きの賃借であり、それを律令国家の賦課として稲を貸し付けて国家財政に組み入れたものが出挙稲である。具体的には国家が貯蔵する稲(ここでは穂がついた穎稲)を春夏に律令農民に貸し付け、秋の収穫後に元本と利息の稲を徴収する。利率は天平年間では5割、後に天平勝宝6(754)年に3割に改められた³⁷⁾。澤田(1927)は陸奥国における弘仁年間の推計人口18万6000人および弘仁主税式の陸奥国の出挙稲128万5200束の割合から、出挙稲100束に対して人口14.47人(1人あたり6束9把1分)の比例を算出しており、本稿においても澤田説にしたがうこととする³⁸⁾。よって、1人あたり出挙稲数に1戸あたり20.6人を乗じて算出される142束3把(7.1石)の出挙稲と、その利率の5割である71.2束(3.6石)の利稲が1戸あたりの負担として徴収されていたことになる³⁹⁾。なお利率が3割に減じられた場合は42.7束(2.1石)となる。本稿では、これらの推計値が古代をつうじた上限および下限の範囲とする。

奉仕勤務(衛士・仕丁・防人)

律令制下では、諸国に軍団という軍事組織がおかれ、正丁・少丁が兵士として徴発された。この兵士の一部は衛士(宮廷の警備)・防人(九州など西海地域の警備)として平城京・九州でそれぞれ1年、3年交代で勤務することになっていた。また、兵士とは別に、宮都の労役に3年交代で勤務する仕丁としての負担もあった。兵士は正丁3人につき1人、仕丁は50戸ごとに正丁2人の割合(および生活費として庸布1丈2尺と庸米5斗)で徴発されることになっていた。

これら奉仕義務の価値を換算することは難しい。弘仁10(819)年に民部省が発給した文書に書かれた衛士・仕丁が免除されるために必要な代替品の事例から、衛士・仕丁1人あたりの労働価値は291束(14.6石)と推計することも可能はある⁴⁰⁾。防人については類似の情報をえることができないが、その負担内容の性格からは衛士とほぼ同等の価値と判断できるだろう。ただし、これらの奉仕義務についての場合、各課役は免除となるため、本稿では負担には含まないものとする⁴¹⁾。

翌年の種籾

翌年の生産のための種籾を確保しなければならず、これも収入より差し引く必要がある。当時の農業において1町あたりどの程度の種籾が必要であったかについては、天平2(730)年度の大倭国の正税帳(諸国の正税の収納・運用に関する決算報告書)に神田(神社の諸経費をまかなう田地)ごとに必要な種籾についての記載がある(表7)、ここから1町あたり20束(1石)の種籾が必要であったことがわかる。1戸あたりの口分田は2.75町、乗田・墾田は0.5町から、合せて3.3石の種籾が収入から引かれることになる⁴²⁾。

律令農民の収入と負担

以上の推計された律令農民の収入および各負担をまとめたものが表8である。推定が範囲値になって

表 8. 律令農民の収入と負担

		全国	畿内	
収入：土地からの収入	田地(口分田)	43.2-68.8(56.0)	43.2-68.8(56.0)	
	田地(乗田・墾田)	7.9-12.5(10.2)	7.9-12.5(10.2)	
	畠地	6.4-13.1(9.8)	6.4-13.1(9.8)	
計(A)		57.5-94.4(76.0)	57.5-94.4(76.0)	
負担：税・課役(B)	租・地子	田地(口分田)	1.3-3.4(2.4)	1.2-3.4(2.3)
		田地(乗田・墾田)	1.6-2.5(2.1)	1.6-2.5(2.1)
		畠地	2.6-3.4(3.0)	2.6-3.4(3.0)
	調庸		3.0	1.5
			1.5	—
	雑徭	3.5-7.0	3.5-7.0	
	中男作物	0.2	0.2	
	義倉	0.1	0.1	
	出挙	元稲	7.1	7.1
		利稲	2.1-3.6(2.9)	2.1-3.6(2.9)
負担：税・課役以外(C)	翌年の種粃	3.3	3.3	
負担：計(B+C)		26.3-35.1(30.9)	23.3-32.1(27.9)	
収入から負担を差引いた額 (A-[B+C])		31.2-59.3(45.1)	34.2-62.3(48.1)	
負担率(B÷A)		33.7-40.0(36.3)	30.5-34.8(32.4)	

単位) 税率は%, 収入・支出・収支は石, 小数点第二位で四捨五入している。

注・資料) 本文参照。推定が範囲値になっている場合は高位値・低位値・平均値であらわしている。推定値の括弧内は平均値をあらわす。奉仕義務は負担には含めていない。

いる場合は高位値・低位値・平均値であらわしている。奉仕義務については、兵士として各課役は免除となっているので負担には含めていない。以下、この結果について概観する。

収入から田租や課役などの負担を差し引いた額は、全国では低位推定で 31.2 石，高位推定で 59.3 石，平均 45.1 石となった。調庸が軽減・免除されていた畿内では、34.2-62.3 石(平均 48.1 石)となっている。翌年に必要な種粃を除外して計測した田租と課役の負担率は、全国では 33.7-40.0% (平均 36.3%)，畿内では 30.5-34.8% (平均 32.4%) となった。したがって、律令農民は収入の 3 割から 4 割を律令国家に徴収されていたことになる。表から各負担の内訳に占める割合を計算すると、土地に課される税は全国・畿内ともに 23.9-29.2%，調庸や雑徭といった課役は全国で 35.7-36.8%，義倉は 0.2%，出挙は 33.6-40.0% となっている(畿内では、それぞれ 26.0-30.2%，0.3-0.5%，37.2-46.0%)。全国値でみれば、後世の年貢に相当する土地への課税率はおおよそ 2-3 割に対して、人頭税である課役は 3 割後半台、出挙の占める割合は最大 4 割強となっており、土地以外の課税は合計 7 割以上を占めることになる。したがって、耕作地に対する税よりも、個々人・戸の納税・生産能力の有無を考慮せず課された人頭税の

負担が大きかったことがわかる。調庸が軽減・免除されている畿内では税率はいくぶんか軽減されているものの、傾向は同様である。

3. 律令官人の収入

法令における官人の給与

はじめにも述べたように、律令国家を運営していた律令官人の給与は法令で規定されていた。律令官人のおおまかな編成は官位によって把握することができる。官位とは位階(個人の序列)と官職(割り当てられる職務)のことで、位階は、親王の品 4 階(一品～四品)、諸王および諸臣の位 30 階(正一位～少初位下)にそれぞれ分けられており、官人たちは功績に応じて対応する官職に昇進するという官位相当を原則としていた。本稿では一位以下の位階を律令官人とする。

給与は位階と官職それぞれに支給されており、それは身分的給与と職務的給与の 2 つに分けることができる。支給形態は、その大部分が絶・糸・布といった現物(禄)を原則とし、それ以外に土地・人という形式(封, 田, 資人, 事力)で支給もされていた。位階・官職に応じて支給された田地および一定数の公民の戸(封戸)が、それぞれ位田・職田, 位封・職封となっている。表 9 は京官(平城京におかれた中

表 9. 律令官人の位階・官職による給与、京官

A. 現物, 土地・人による給与

	位田 (町)	職田 (町)	位封 (戸)	職封 (戸)	位禄 純 (匹)	季禄(2月)				季禄(8月)				資人 位分 (人)	資人 職分 (人)			
						綿 (屯)	布 (端)	庸布 (常)	純 (疋)	糸 (絢)	布 (端)	整 (口)	純 (匹)			綿 (屯)	布 (端)	鉄 (口)
正一位	80	40	300	3000					30	30	100	140	30	30	100	56	100	300
従一位	74	40	260	3000					30	30	100	140	30	30	100	56	100	300
正二位	60	30	200	2000					20	20	60	100	20	20	60	40	80	200
従二位	54	30	170	2000					20	20	60	100	20	20	60	40	80	200
正三位	40	20	130	800					14	14	42	80	14	14	42	32	60	100
従三位																		
正四位	24				10	10	50	360	8	8	22	40	8	8	22	16	40	
従四位	20				8	8	43	300	7	7	18	30	7	7	18	12	35	
正五位	12				6	6	36	240	5	5	12	20	5	5	12	8	25	
従五位	8				4	4	29	180	4	4	10	20	4	4	10	8	20	
正六位									3	3	5	15	3	3	5	6		
従六位									3	3	4	15	3	3	4	6		
正七位									2	2	4	15	2	2	4	6		
従七位									2	2	3	15	2	2	3	6		
正八位									1	1	3	15	1	1	3	6		
従八位									1	1	3	10	1	1	3	4		
大初位									1	1	2	10	1	1	2	4		
小初位									1	1	2	5	1	1	2	2		

B. 米の価値に換算した給与

	位田 (束)	職田 (束)	位封 (束)	職封 (束)	位禄 純 (束)	季禄(2月)				季禄(8月)				計				
						綿 (束)	布 (束)	庸布 (束)	純 (束)	糸 (束)	布 (束)	整 (束)	純 (束)	綿 (束)	布 (束)	鉄 (束)	(束)	(石)
正一位	30,400	15,200	106,905	1,069,050					900	180	1500	420	900	90	1500	280	1,227,325	61,366
従一位	28,120	15,200	92,651	1,069,050					900	180	1500	420	900	90	1500	280	1,210,791	60,540
正二位	22,800	11,400	71,270	712,700					600	120	900	300	600	60	900	200	821,850	41,093
従二位	20,520	11,400	60,580	712,700					600	120	900	300	600	60	900	200	808,880	40,444
正三位	15,200	7,600	46,326	285,080					420	84	630	240	420	42	630	160	356,832	17,842
従三位																		
正四位	9,120				300	30	750	3240	240	48	330	120	240	24	330	80	14,852	743
従四位	7,600				240	24	645	2700	210	42	270	90	210	21	270	60	12,382	619
正五位	4,560				180	18	540	2160	150	30	180	60	150	15	180	40	8,263	413
従五位	3,040				120	12	435	1620	120	24	150	60	120	12	150	40	5,903	295
正六位									90	18	75	45	90	9	75	30	432	22
従六位									90	18	60	45	90	9	60	30	402	20
正七位									60	12	60	45	60	6	60	30	333	17
従七位									60	12	45	45	60	6	45	30	303	15
正八位									30	6	45	45	30	3	45	30	234	12
従八位									30	6	45	30	30	3	45	20	209	11
大初位									30	6	30	30	30	3	30	20	179	9
小初位									30	6	30	15	30	3	30	10	154	8

注・資料) 高橋(1970, 第一章)の第2表をもとに作成した。位田・職田はすべて上田であったとして1町あたり500束の獲り量から営料など120束を差し引いて380束とした。位封・職封は給与された封戸(正丁250人, 次丁30人, 中男50人)の出す租・庸・調の全部, 仕丁の労役を收取していたことから, 先に農民の負担で推計した各負担とあわせて計算し, 1封戸あたり356.35束とした(高橋(1970)では, 竹内(1932)の推計をそのまま利用した306石となっている)。位禄・季禄は『延喜式』主税式の禄物物価法より換算した(純1疋=稲30束, 糸1絢=稲6束, 綿1屯=稲3束, 調布1段=稲15束, 庸布1段=稲9束, 整1口=稲3束, 鉄1疋=稲5束)。資人は米の価値に換算した給与の合計には加えていない。なお, 京には従三位の官職がないため, 現実にはこの位階での給与は存在しないことになるので, 推計から外した(高橋(1970)では参考値として推計に含まれている)。

中央官庁)における位階および官職にもとづいた身分的給与の一覧である。パネル A が現物および田・人による単位で、パネル B が米の価値(束、石)に換算したものである⁴³⁾。

換算の方法については以下の通りとなる。位田・職田は、竹内(1958)での推計にしたがい、1町あたり500束の獲稲量から営料など120束を差し引いて380束とする。位封・職封は、竹内による規定からの推計より、その課口が1郷(=50戸)あたり正丁250人、次丁30人、中男50人として⁴⁴⁾、この構成の戸より徴収される租、調庸、中男作物、仕丁がそのまま位封・職封として律令官人のものとなるから、1封戸あたり356.35束となる⁴⁵⁾。位禄・季禄は『延喜式』主税式にかかれた禄の稲穀への換算規定である禄物物価より換算する。資人は、位階や官職に応じて支給される従者で、支給先の主の護衛や雑役に従事した人びとで、下級官人の子息や庶人の中から採用されたものであるが、資人も下級官人であった点を考慮して、本稿では律令官人の給与の推計には加えていない。

京官における給与の推計結果での最高位値は正一位の6万1366石、最低位値は小初位の8石となった。その給与の差は約8000倍近くの開きがある。また、給与の幅によって位階は大きく3つの集団に分けられるが(第1集団：正一位～従三位、第2集団：正四位～従五位、第3集団：正六位～少初位)、それぞれの集団の間には明確な区分を確認することができ、先行研究でも指摘されていたように、律令官人内に大きな格差が存在したことをうかがわせる(高橋1970)。各集団の平均値は4万4257石、518石、14石となっており、第1集団の第2集団、第3集団に対する差はそれぞれ約85倍、約3000倍に、第2集団の第3集団に対する差は約37倍となっている。第1集団の収入が抜きんでているのは、三位以上に支給される位封と職封の存在であろう。また、第1集団ほどではないが、第2集団には位禄が与えられており、一定の位階以上を優遇する給与体系があったことをうかがわせる。加えて、推計には従五位以上に与えられる資人を加えていないが、仮に資人の価値を給与に組み込んだ場合、その格差はより大きなものとなる。いずれにせよ、律令官人のなかでの格差は相当に高かったといえるだろう。

なお、律令官人にも規定により口分田は与えられていたことが考えられるが、有位の律令官人は租以外の課役(調庸)が免除されていた⁴⁶⁾。もっとも、六

位以下の律令官人にとっては、口分田からの収入は給与を補完するための収入源であったと考えられ、事実、律令の規定でも在京官人の農繁期の休暇を確認することができる⁴⁷⁾。班給面積が不明であるため推計することはできないが、仮に律令農民と同じ程度の土地からの収入を第2・第3集団に加えたとしても、第1集団との格差を埋めるほどのものではなかったと考えてよいだろう。

つぎに、外官(大宰府・国司など地方におかれた官庁)での給与をみてみよう。表10・表11はそれぞれ大宰府およびそれ以外の外官の位階および官職にもとづいた身分的給与の一覧である。表の構成および計算方法は表9に準じており、パネル A が現物および田・人による単位で、パネル B が米の価値(束)に換算したものである。位禄と季禄の米への換算については、大宰府のみ大宰府管内価が設定されているため別途計算している(位封・職封は京に準じる)。

大宰府での最高位は大宰府での長官にあたる従三位で2885石、最も低いのは事務書記などを担当する史生の11石となった。ここでも京都と同じ位階で3つの集団に分けることができるが、大宰府では、京官での第1集団に相当する集団の最高位の給与は事実上従三位のみで、その値は高くないため、集団間の格差は京官よりも大きくはない。この傾向は、京での第2集団にあたる従五位、もしくは第3集団にあたる正六位が上位集団となる地方においてより顕著となり、下位集団との格差は小さくなっている。

以上の推計をまとめて京官と外官の給与をあらわしたものが表12となる。京官における第1集団の給与が格段に高くなっていることは勿論だが、注目すべきは、第2・3集団の中下級官人になると外官の給与が京官よりも高くなっていることであろう。たとえば、大宰府における序列2番目の正五位、3番目の従五位の給与は京官の同じ位階の官人の約2倍となっている。同様に、地方における序列1番目の従五位、2番目の正六位でも京官の同じ位階の官人より高くなっており、位階が低くなればなるほど外官の給与がより高くなっていることがわかる。

この律令官人の京官・外官でのねじれた給与差をどのように解釈するか。そもそも官人給与の規定が書かれた律令は、母法である中国の律令が日本に移植されたときに、日本のそれまでのヤマト政権の政治社会の枠組みに適應されるかたちで再編されたものであり、その意味では中国と日本の律令は親縁関

表 10. 律令官人の位階・官職による給与、外官：大宰府

A. 現物、土地・人による給与

	位田	職田	位封	職封	位禄				季禄(2月)				季禄(8月)				事力
	(町)	(町)	(戸)	(戸)	絶	綿	布	庸布	絶	糸	布	整	絶	綿	布	鉄	(人)
正一位																	
従一位																	
正二位																	
従二位																	
正三位																	
従三位	34	10	100					12	12	36	60	12	12	36	24	20	34

正四位																	
従四位																	
正五位	12	6		6	6	36	240	5	5	12	20	5	5	12	8	14	12
従五位	8	4		4	4	29	180	4	4	10	20	4	4	10	8	10	8

正六位		2						3	3	5	15	3	3	5	6	6	
従六位		2						3	3	4	15	3	3	4	6	6	
正七位		1.6						2	2	4	15	2	2	4	6	5	
従七位		1.6						2	2	3	15	2	2	3	6	5	
正八位		1.4						1	1	3	15	1	1	3	6	4	
従八位																	
大初位		1						1	1	2	10	1	1	2	4	3	
小初位																	
史生		0.6															2

B. 米の価値に換算した給与

	位田	職田	位封	職封	位禄				季禄(2月)				季禄(8月)				計	
	(束)	(束)	(束)	(束)	絶	綿	布	庸布	絶	糸	布	整	絶	綿	布	鉄	(束)	(石)
正一位																		
従一位																		
正二位																		
従二位																		
正三位																		
従三位	12,920	3,800	35,635					960	120	1,440	180	960	72	1,440	168	12,920	57,695	2,885

正四位																		
従四位																		
正五位	4,560	2,280		480	36	1,440	7,200	400	50	480	60	400	30	480	56	4,560	17,952	898
従五位	3,040	1,520		320	24	1,160	5,400	320	40	400	60	320	24	400	56	3,040	13,084	654

正六位		760						240	30	200	45	240	18	200	42		1,775	89
従六位		760						240	30	160	45	240	18	160	42		1,695	85
正七位		608						160	20	160	45	160	12	160	42		1,367	68
従七位		608						160	20	120	45	160	12	120	42		1,287	64
正八位		532						80	10	120	45	80	6	120	42		1,035	52
従八位																		
大初位		380						80	10	80	30	80	6	80	28		774	39
小初位																		
史生		228															228	11

注・資料) 高橋(1970, 第一章)の第2表をもとに作成した。位田・職田および位封・職封の束の価値への換算は表9に同じ。位禄・季禄は大宰府管内価で換算した(絹1疋=稲80束, 糸1絢=稲10束, 綿1屯=稲6束, 調布1段=稲40束, 庸布1段=稲30束, 鍛1口=稲3束, 鉄1疋=稲7束)。事力は米の価値に換算した給与には加えていない。

表 11. 律令官人の位階・官職による給与、外官：大宰府以外

A. 現物, 土地・人による給与								B. 米の価値に換算した給与							
	位田	職田	位禄		事力			位田	職田	位禄		計			
	(町)	(町)	純	綿	布	庸布			(東)	(東)	(東)	(東)	(東)	(石)	
正一位															
従一位															
正二位															
従二位															
正三位															
従三位															
正四位															
従四位															
正五位															
従五位	8	2.6-2.2	4	4	29	180	8-7	3,040	988-836	120	12	435	1620	6,215-6,063	311-303
正六位		2.2-2					7-6		836-760				836-760	42-38	
従六位		2-1.6					6-5		760-608				760-608	38-30	
正七位		1.6					5		608				608	30	
従七位		1.6					5		608				608	30	
正八位		1.2					4		456				456	23	
従八位		1.2					4		456				456	23	
大初位		1					3		380				380	19	
小初位		1					3		380				380	19	
史生		0.6					2		228				228	11	

注・資料) 高橋(1970, 第一章)の第2表をもとに作成した。位田・職田および位封・職封の束の価値への換算は表9に同じ。位禄・季禄も表9と同じく『延喜式』主税式の禄物物価法より換算した。事力は米の価値に換算した給与には加えていない。

表 12. 律令官人の給与の比較

A. 位階				B. 集団の平均			
	京官	外官 (大宰府)	外官 (大宰府以外)		京官	外官 (大宰府)	外官 (大宰府以外)
正一位	61,366			第1集団	44,257	2,885	
従一位	60,540			(正一位～従三位)			
正二位	41,093			第2集団	518	776	311-303
従二位	40,444			(正四位～従五位)			
正三位	17,842			第3集団	14	58	25-26
従三位		2,885		(正六位～史生)			
正四位	743						
従四位	619						
正五位	413	898					
従五位	295	654	311-303				
正六位	22	89	42-38				
従六位	20	85	38-30				
正七位	17	68	30				
従七位	15	64	30				
正八位	12	52	23				
従八位	11		23				
大初位	9	39	19				
小初位	8		19				
史生		11	11				

単位) 石。

注・資料) 表9-表11より作成。

係にあるものと同じものではない。すなわち、日本の律令を母法である中国の律令と比較することで、もし日本法に中国の律令を改訂したことがわかれば、なぜ変えなければならなかったのか、そして変えることによって何らかの目的が達成できたのか否かを考察することができ、結果として日本法の特質と、その背景にある古代日本社会の特質を把握することが可能になるはずである(石井 1969)⁴⁸⁾。

中国の律令においては、京官は都城を基盤とする皇帝直属の官僚であり、外官は地方政治の実質を担う地方官という違いがあった。その背景には都城地域が皇帝の直轄地であり、そこでの京官は国家の中核を担い、それ以外の地域は外官に統治を委ねればよいという伝統的理念が存在していたが、これに対して、日本においては律令の導入が中央主導でおこなわれたため、その導入が京官の整備を優先し、外官の制度については中央と地方の地理的な格差も関係して給与制が不完全なものになってしまったことが指摘されており、また、中国において皇帝に直属する官人とは第一に京官で、外官は地方統治をする自立性が強かったのにならして、日本では京官と外官に質的な差異はないものの、京官には中央官庁に出仕した畿内豪族という性格がある一方で、外官内部では中央から派遣された国司と在地任用の郡司との間に違いがあった(大隅 2011, 第一部第五章)。すなわち、京官・外官という構造に加えて、国司・郡司、畿内・畿外という別の構造も存在していたことになる。大化以前のヤマト政権では、畿内の豪族連合に畿外の在地領主層が服属・奉仕する国造制のかたちで統治がなされていたが、この国造制が律令制の導入によって再編成された結果、中国の京官・外官とは違った律令官人の給与制度となった。

こうした歴史的背景を踏まえて、いまいちど推計結果の意味を考えてみたい。一定の位階を優遇する給与体系(京官の三位以上への位封と職封、五位以上への位禄の支給)があったことは、律令制度のもとでは、三位以上が「貴」、四位・五位が「通貴」とされていたこととも一致する⁴⁹⁾。貴は上流貴族を、通貴は中下流貴族と位置づけられるが、これは朝廷と豪族からなるヤマト政権が律令国家に再編される過程で、それまで朝廷を支えていた豪族層が官人化するにあたって喪失する経済的基盤の補償という意味合いがあったと考えられよう(関 1997, 第 5 章)。また、五位以上の官人は、大化以前は天皇に近侍するマエツキミ(前つ君)を継承したのに対して、六位

以下は官職秩序によって編成されていたこと(虎尾 1998, 第一部第二章)、特に、五位以上の官人は資人といった公的職員を保持するだけでなく、私的従者を従えて独自の財政基盤を確保するなど、大化以前の血縁共同体としてのウジ(氏)のもつ敷地や建物などの生産拠点であるヤケ(宅)の概念を継承していた(春名 1993)。官人化して貴族となった者はもともと各地に庄(たどころ)を保有しており、そこからの収入もあったことも指摘されている⁵⁰⁾。

律令官人の昇進については、特例として位階が高い官人の子や孫は 21 歳になると父祖の位階に応じた位階が与えられ、それに相当する官職につくことが可能になるという蔭位の制がとられていた。一方で、通常の昇進制度では年間 140 日以上の出勤で 1 年ごとの勤務評定(考)を受け、それを 6 回積み重ねることで、初めて昇進可能かどうかの判定を受ける資格を得る(成選)という仕組みとなっていた。このため、下級官人の昇進の機会是最短でも 6 年に 1 回しかおとずれないことになり、上位への昇進はほぼ不可能なものであったが、日本の律令制度の成立が大化以前のヤマト王権のあり方を組み入れたものであったことを考えれば、むしろそうした枠組みは日本律令によって維持され続けたという意味でそれほど不自然なものではないだろう。こうした制度のもとでは、たとえば、地方の最高位である国司の給与は同じ位階の京の従五位より高いだけでなく、京官では支給されない職田やその労働力(事力)が与えられ、任地の私的開墾も認められており、地方官への就任という選択は、中央では昇進に限界がある中下級の律令官人にとって、給与格差を埋める意味で強いインセンティブがはたらいていたかもしれない。

4. 身分間の収入格差と律令農民の負担

最後に、律令官人と律令農民との間の収入格差について推定する。律令官人は第 1 集団、第 2 集団、第 3 集団を、それぞれ上級貴族、中下級貴族、一般官人とし、これら 3 つの階層を律令農民の収入と比較する。律令農民には課税後の収入、すなわち制度上の規定による可処分所得の格差も参考として推定している。各身分・階層に推定幅があるが、煩雑さを避けるためここでは平均値による比較としている。また、律令官人についての世帯員数を確認することができないこと、律令農民の戸とは行政上で設定された基本単位集団であり、実際には複数の家族集団が 1 つの戸に存在していたことから、制度上の身分

表 13. 各身分の収入の比較

A. 収入

	京官	外官(大宰府)	外官(大宰府以外)
上級貴族	44,257 石	2,885 石	—
中下級貴族	518 石	776 石	307 石
一般官人	14 石	58 石	26 石
律令農民	76 石 (48 石)	76 石 (45 石)	

B. 律令農民に対する比(律令農民を 100 とした場合)

	京官	外官(大宰府)	外官(大宰府以外)
上級貴族	58,233 (92,202)	3,796 (6,411)	—
中下級貴族	682 (1,079)	1,021 (1,724)	404 (682)
一般官人	18 (29)	76 (129)	34 (58)
律令農民	100 (100)	100 (100)	

注・資料) 表 12, 表 8. 律令農民の収入は負担分を差引く前のものの平均値. 参考までに括弧内に負担分を差し引いた場合のものを追加した. 官人は各集団の平均値.

で得られる収入のみの比較とする.

表 13 は上級貴族・中下級貴族・一般官人と律令農民との間の収入の比較をあらわしたものである. 律令官人の各階層と律令農民の収入の比は, 上級貴族では京官で 582 倍と大きく, 大宰府でも 37 倍と開きがあるが, 中下級官人に対しては京官が 7 倍, 大宰府は 10 倍, それ以外の外官では 4 倍程度となり, その格差は縮小する. 一方で, 一般官人については, 律令農民の収入の方が 1.3-5.2 倍に高くなる結果となった. 奈良時代の下級官人が給料の前借りという形式で月 15% の高い利息付きの借金(月借銭)をしていたこと⁵¹⁾, 劣悪な労働環境と栄養状態のもとで昼夜の長時間勤務をしていたことから, その困窮したイメージが強調される傾向にあり⁵²⁾, 本稿における一般官人の給与水準の推計は, それと整合的ではある. しかし, 奈良時代は平城京内では律令政府の主導で貨幣の普及がはかられていたため, この時期に私的に出挙銭の運用や墾田経営, 平城京内での交易活動をおこなうことによって蓄財をする一般官人も存在していたことも指摘されており(鬼頭 1977, 第 3 章補論 1; 市川 2015, 第 II 部第 2 章), また, 律令官人にも口分田が支給されていたとすれば, そこからの収入も少なからず存在したと考えられるため, 一般官人の生活水準はそれほど高くなかったとしても, 経済的に極端に困窮していたかについては留意する必要がある.

上級貴族の場合は, その世帯規模には近親者以外の者が多数存在しており, 支給される位田・職田, 位封・職封の運営するための事務作業員や, 納入される物資や位禄・季禄など大量の物品管理に従事する人員, 最大数百人規模の資人など人員を配下に従えていたことが考えられ, そうした人びとを養うための支出面で考えれば, いくぶんかは格差が縮小する可能性もあるかもしれないが, それほど大きくは縮小するものではないだろう.

ただし, 上級貴族の収入が極端に高かったとしても, それを含む律令官人の全人口に占める割合はどの程度のものであったかを確認しなければならない. 先行研究での推計によれば, 8 世紀初頭で五位以上が約 150 人, 六位以下が約 2000 人, 無位が 1 万 5000 人から 2 万人であったとされている. これは男官の人数であるので, ほぼ同数の同身分の女性がいたと仮定して合算すれば, 律令官人は 3-5 万人程度いたということになる(持田 1978; 吉川 1998, 3-4 頁). 近年の推計では, 奈良時代前半の総人口は 580-640 万人と推計されているので(Farris 2006), ここで論じられる律令官人内の収入格差とは, 総人口の 1% 以下に満たない身分内での格差であり, さらに上級貴族のような高収入の律令官人の人数が数百人程度の身分構成の社会, すなわち, 収入の分布トップ 0.01% の上級貴族に対する律令農民の格差であることには注意しておく必要があるだろう. 逆にみれば, 人口の大部分を構成していた律令農民の身分内では格差が小さかったということも事実であるが, 制度上の身分間としての収入格差が存在したこともまた事実といえる.

その人口の大部分を占めていた律令農民の収入については, 澤田(1927, 第 39 章)での推計は, その収入は公称のものより 1 割多かったと想定しており, また, 時代は進むが, 徳川時代の幕府領では最低でも公式石高の 1.18 倍の生産があったと推計されている(今村・中林 2017). そのように考えれば, 隠田・隠島などを耕作していた場合や, 律令政府が律令農民のすべての生産量を把握していたかによって, その推計値は「制度外」の収入によって上方に修正される可能性はある. また, 本稿では, 畠地面積について, 養老 3 年の詔(1 戸あたり最大 20 町の畠地の班給を指示したとされる)による推定値は採用していないが, 戸によっては畠地によるプラスの収入の可能性も考えられるかもしれない. しかし, 現実の社会では飢饉・疫病が頻発し(Saito 2015), 生活

の基盤となる田畠も多く不安定耕地を抱えていたことを考えると(戸田 1967; 高島 2017), 仮に制度外の土地からの補完があったとしても, 劇的に収入が改善されることはなかったと考える方が自然であろう。

8世紀初頭から, 調庸などの課役を逃れるための浮浪・逃亡が発生していたが, 律令国家はその建設の初期からこの問題に苦慮しており, その対策として, 浮浪人を本貫地への帰還か居住地での編戸のどちらかにすることとしたが, 後者の場合は, 口分田を班給せずに調庸を課すこととなった。これは, 浮浪人の存在を認め, 浮浪人帳に登録することで調庸の徴収を確保しようとしたものだが, 浮浪人の増大は課役だけでなく, その実質的な管理を担う郡司の地方での支配力の低下による影響もあった(坂上 2001)。浮浪人は律令国家の公民制である戸籍・帳簿の原則から逸脱した存在であり, その増大は, 律令国家の根幹を揺るがすものでもあった(鎌田 2001, 第二部Ⅶ; 吉村 1996, 第二部Ⅴ)。

また, 課役から逃れるために, 本貫地から離れて貴族の資人となる者や僧尼令から逸脱して官許を得ずに課役の義務がない私度僧となる者は, 8世紀初頭からあらわれており⁵³⁾, 8世紀後半には社会問題となった(上川 1986; 吉田 1995, 第一部Ⅲ)。9世紀になると各地で律令農民が官人化する動きも見られたが, それらも調庸といった課役負担から逃れるためのものであり, 律令国家の収入源を減少させる要因ともなった(中村 2008)。

このように見ると, 律令農民の負担は, 土地に対する田租(租)ではなく, 個人に対する課役, すなわち人頭税に重点が置かれており, 律令国家の財政は課役に強く依存していたということになる。租とは, 大化以前は共同体における初穂を神に奉る農耕儀礼をその始まりとしており, 次第に共同体の長への貢納のための田租になったものである。もともとは穎稻で収められており, 税というよりは祭祀のための性格が強かったものが, 律令の施行にあたり, 穀で徴収され国家に蓄積される租として再編成されることになったという背景がある(小口 1990)⁵⁴⁾。日本の律令の母法である中国の令制においては, 課役とは租庸調すべてであり, そこでの租とは正丁に対する人頭税であったのが, 日本に適用される際に租のみ田地面積に対する税に変化したという経緯があった(大津 2006, 第 8 章)。したがって, 土地からの収量の割合が低い田租よりも, 収穫の多寡に係る

く確実に税を徴収できる課役が律令国家にとって重要な財源であり, その徴収を強化する制度になっていたのではないだろうか。

むすびに

以上, 奈良時代の律令農民と律令官人の収入を個々に推計し, 階層間の収入格差が大ききなものであったことを確認した。計測された格差は律令制度の規定にもとづくものであるが, 現実として階層間によって収入格差が明確になっていることは, 社会格差そのものを表象しているともいえる。資料の解釈および推計方法の精度と妥当性など課題は山積しているが, 制度上の推計からは, 律令国家はその成立当初から激しい格差を前提としたものであったことがわかった。激しい格差をより厳しくする原因の一つである律令農民の負担は, 課役からの忌避を生み出すことになった。その意味では, 奈良時代における格差の拡大は, その格差ゆえになりつつ社会の制度基盤を崩壊させる要因を内包していた。

なぜ, そうまでして格差の大きい社会をつくる必要があったのだろうか。現時点では明確な結論を求めることはしないが, 田租・課役の取収の基本的前提となる律令農民の把握, すなわち編戸体制の成立をひとつの手がかりとして考えてみたい。律令国家が国家を建設するにあたって, 従来の村落共同体における百姓を律令農民として戸という行政的単位に新たに編成し, 班田したことは, 田租や課役を効果的に収取するという目論見があったことが指摘されている(佐々木 1986, 関口 1986)。また, 土地所有の上限額を決める限田制の要素と土地に兵士を集め農業部門の生産をさせつつ収穫を貢納させる屯田制の要素を合わせ持った中国の均田制と違って, もともと律令体制を支える基礎的な単位となるような村落(それは軍隊の制度に由来するものと想定されている)をもたなかった日本の班田制は, 軍団組織の編成を前提として構想されたもので(吉田 1983, IV), 戸から兵士を輩出させるための均等な戸を編成する軍事的・政治的な性格を帯びたものであった(浦田 1972)。すなわち, 白村江の敗北後, 7世紀後半から8世紀前半の東アジアにおける日本の対外危機への対応がせまられた状況下で, 制度的には格差の矛盾を内包しつつも, 当時, 日本よりはるかに強大な国力をもった中国の律令を参考に大化以前の政治社会を再編して, 公民制による国家の人びとの管理(=田租・課役による国家財政の収入および兵士

の徴発の確保)をする必要性があったからではないだろうか。

今日につながる経済成長が開始されるのは、市場経済の萌芽がみられる中世の半ばからであるが、その経済成長が古代の格差をさらに拡大させたのか縮小させたのかについては今後の課題としたい。

(関西学院大学経済学部・経済学研究科)

注

謝辞 本稿作成にあたっては、一橋大学経済研究所定例研究会参加者・関係者各位、とりわけ定例研究会討論者の松園潤一朗氏から改訂のための有益なコメントをいただいたことに感謝する。

1) 本稿では、班田から収入をえていた百姓の呼称を「律令農民」としている。日本の律令体制は、もともと令制以前から存在していた「公-私」の分離を前提とせず、百姓を包括する共同体をそのまま統合して国家体制を構築したことに特徴がある(吉田1983, I)。その意味においては、国家と百姓の関係は政治的には「国家-公民」、すなわち地主の頂点としての国家と班田農民との関係になり、それは、租、調庸・雑徭といった租税や課役の收取者としての国家と被收取者としての公民との関係にもなる(石母田1971, 第2章・第4章; 石上1996, 第2章)。班田百姓は実態としては経済学でいうところの農業部門(agricultural sector)での作業に律令国家によって従事させられている人びとをさす。以上の解釈から、本稿では、公民という律令制の政治的身分で、農業部門の生産をしている百姓を暫定的に「律令農民」と呼ぶものとした(官人についても同様に「律令官人」としている)。

2) なお、95%の信頼度で範囲推定をした場合は、16.7人から31.4人の範囲となる。先行研究による1戸あたりの平均人数の計算について、鎌田(2001, 第一部X)は1郷あたりの人口を1,052人と推計しており、これに1郷あたり50戸の規程を利用すれば1戸あたり21人(21.04人)となる。鎌田が作製した人口表は本稿と同一の戸籍資料を利用しているが、本稿では、口分田の推計に必要な男女・年齢・良賤の区別が確認可能なもののみ利用している。鎌田は、戸数あたりの男女別人数を資料の末尾集計より確認できる場合はその数値を計算しているが、末尾集計のみでは年齢の詳細が不明なため、そうした資料も本稿では採用しなかった。ただし、条件は違うものの鎌田集計の1戸平均人数(21.4)は本稿と大きくは変わらない。

3) 規定によって口分田を受給するのは6歳以上の良民男女・奴婢であるので、6歳以上の良民男7.7人・良民女8.7人・奴0.4人・婢0.5人に、良民男2段・良民女2段の3分の2・奴2段の3分の1・婢2段の3分の2の3分の1をそれぞれ乗じると、以下の計算式になる。

$$(7.7 \times 2) + (8.7 \times 2 \times [2 \div 3]) + (0.3 \times 2 \times [1 \div 3]) + (0.1 \times 2 \times [2 \div 3] \times [1 \div 3]) = 27.5.$$

4) 研究史の詳細については、高島(2017, 47-50

頁)を参照。

5) 田地の等級・比率を上田1:中田2:下田2:下下田2に分け、各等級の町別収穫稲は上田500束、中田400束、下田300束、下下田150束とするので、以下のような計算式となる。

$$(1 \times 500 + 2 \times 300 + 300 \times 2 + 150 \times 2) \div 7 = 314.3.$$

6) 低位推定値: $15.7 \times 2.8 = 43.175$, 高位推定値: $25 \times 2.75 = 68.75$.

7) 「遠江国浜名郡輪帳」を利用した推定にかなう基本的な方法・考え方は澤田(1927)に拠った。澤田は、浜名郡には乗田・墾田のほかにも確認される口分田以外の水田からの収穫物は耕作民の戸への取り分にはならないと判断しており、本稿もそれに準じた。

8) 低位推定値: $15.7 \times 0.5 = 7.85$, 高位推定値: $25 \times 0.5 = 12.5$.

9) 『養老令』田令園地条。

10) 古代においては田地以外の耕地に畠・園・陸田などさまざまな「ハタケ」と称される土地を資料中に確認することができる(陸田は雑穀類栽培、園地は蔬菜栽培、畠は雑穀・蔬菜など、栽培する用途によって呼称が変化するが、その定義も多様であった)。ここでは、米以外の作物が栽培されていた耕作地の総称として、すべて「畠地」としている。

11) 『続日本紀』養老3年9月丁丑条。

12) 高島(2017, 第1章)。平安時代についても、現存する土地資料からえられた耕作地における畠地の占める割合は、前期23.6-44.8%、後期33.0-39.8%となっている。

13) 『続日本紀』霊龜元年10月乙卯条。

14) 低位推定値: $3.2 \times 2 = 6.4$, 高位推定値: $4.1 \times 2 = 8.2$.

15) 低位推定値: $0.64 \times 10 = 6.4$, 高位推定値: $8.2 \times 16 = 13.12$.

16) 低位推定値: $43.2 + 7.9 + 6.4 = 57.5$, 高位推定値: $68.8 + 12.5 + 13.1 = 94.4$.

17) 低位推定値: $57.5 \div 20.6 = 2.79126$, 高位推定値: $94.4 \div 20.6 = 4.58252$.

18) 以下、とくに明記しない場合は、本節における律令農民の負担の推計の方法と結果は、澤田(1927, 第40-41章)における推計方法とその成果によっている。

19) 『続日本紀』慶雲3年9月丙辰条。

20) なお、『養老令』田令田長条に「凡田、長卅歩、広十二歩為段。十段為町。段租稻二束二把、町租稻廿二束」と、1段あたり2束2把の田租となっている。この場合、税率は、低位推定値: $22 \div 500 = 0.044$, 高位推定値: $22 \div 314.3 = 0.0699$ となり、田租は、低位推定値: $43.2 \times 0.04 = 1.728$, 高位推定値: $68.8 \times 0.07 = 4.816$ となる。本稿は法令上の推計をするものではあるが、養老令での田租2束2把は、もともと令前の租法で1段あたり1束5把だったものが、大宝令での面積および升の容量の変更の際に改訂して算出されたものであったが、現実には令前からの慣習を改めることができず、混乱が生じたために、慶雲3年格で1段あたり1束5把(=1町あたり15束)に戻され、以後の田租の基準とされた経緯があるため(井上ほか1976, 570頁)、ここでは慶雲3年格での田租を利用することと

した。

21) 税率は、低位推定値： $15 \div 500 = 0.03$ ，高位推定値： $15 \div 314.3 = 0.04772$ となる。田租は、低位推定値： $43.2 \times 0.03 = 1.296$ ，高位推定値： $68.8 \times 0.05 = 3.44$ となる。なお、1町あたり田地2.75町に1町あたり15束の田租をもちいて直接計算すれば、1戸あたり田租は41.3束(2.1石)となるが、ここでは議論に幅をもたせるため税率からの範囲推計をとった。なお、通説の1町あたり15束の田租を上田での収穫高500束から計算した約3%という税率を利用する場合は、上田のみが口分田からの収穫高としている高位値68.8石のみに適用されることになり、2.1石が田租として徴収されることになる($68.8 \times 0.03 = 2.064$)。これは範囲推計内に収まるため、本稿では税率を3-5%に設定した。

22) 低位推定値： $7.9 \times 0.2 = 0.158$ ，高位推定値： $12.5 \times 0.2 = 2.5$ 。

23) 粟による地子は、低位推定値： $0.64 \times 3 = 1.92$ ，高位推定値： $0.82 \times 3 = 2.46$ となり、米に換算した地子は、低位推定値： $1.92 \div 0.75 = 2.56$ ，高位推定値： $2.46 \div 0.75 = 3.28$ となる。

24) 『養老令』賦役令調絹純条「次丁二人，中男四人，並准正丁一人。」

25) 『養老令』賦役令歳役条「次丁二人同一正丁。」

26) 『養老令』賦役令調庸物条「其運脚均出庸調之家。」

27) 『養老令』賦役令歳役条「中男及京畿内，不在收庸之例。」、『養老令』賦役令調絹純条「京及畿内，皆正丁一人，調布一丈三尺。」

28) 正丁は、 $(3.2 \times 18 + (0.2 \times 18 \div 2)) = 59.4$ ， $59.4 \times 0.05 = 2.97$ ，次丁は、 $(3.2 \times 9) + (0.2 \times 9 \div 2) = 29.7$ ， $29.7 \times 0.05 = 1.485$ となる。飛驒国でも調庸は免除とされていたが(『養老令』賦役令斐陀国条「凡斐陀国，調庸俱免。」)，本稿では地方では課税されていたものと仮定して推計をする。

29) 『養老令』賦役令雑徭条「凡令条外雑徭者，每人均使，惣不得過六十日。」，正丁・次丁・少丁の割合『令集解』にある注釈によった。

30) 『延喜式』卷22民部省上「凡衛士，仕丁養物者，隨郷所出，正丁七人半，惣所輸徭分稻一百五十束，准当土沽価交易輕物及春米。」

31) 正丁は、低位推定値： $20 \times 3.2 = 64$ ，高位推定値： $40 \times 3.2 = 64$ ，次丁は、低位推定値： $10 \times 0.2 = 2$ ，高位推定値： $20 \times 0.2 = 4$ ，少丁は、低位推定値： $5 \times 0.7 = 3.5$ ，高位推定値： $10 \times 0.7 = 3.5$ となる。

32) 『続日本紀』養老元年11月戊午条「自今以後，宜鑄百姓副物及中男正調。其応供官主用料等物，所司宜支度年別用度，並隨強度所出付国，役中男進。若中男不足者，即以折役雑徭。」

33) 『延喜式』卷24・主計上「凡中男一人論作物(中略)絹三尺七寸五分，紙冊張，紅花二両(後略)。」

34) 少丁1人あたりの推定値： $18 \div 4 = 4.5$ 。1戸あたりの推定値： $4.5 \times 0.7 = 3.15$ 。

35) 安房国・越前国の養倉帳の合計1434戸について，上々戸から下々戸の各等級の数と徴収粟から平均を以下の計算式でとる。

$(1 \times 2 + 1.6 \times 4 + 1.2 \times 7 + 1 \times 4 + 0.8 \times 7 + 0.6 \times 10 + 0.4 \times 15 + 0.2 \times 25 + 0.1 \times 114 + 0 \times 1247) \div 1434 = 0.038215$ 。

36) $0.04 \div 0.75 = 0.053333$ 。

37) 『続日本紀』天平勝宝6年9月丁未条「正税之利，举十取三。」

38) $186000 \div 1285200 \times 100 = 14.4724$ 。なお、澤田(1927)では、当時の出挙を義務的なものとせず、その負担は雑徭と交換的性質をもっていたとして、出挙利稲を負担に計上していないが、本稿では律令農民の負担として原則徴収されていたものと考えることとする。

39) 1戸あたり出挙稲は $14.47 \times 20.6 = 142.346$ ，利稲は $142.3 \times 0.5 = 71.15$ となる。

40) 推計の方法は、『政事要略』第59・事力事に「衛士仕丁，離在京，以免調庸，更充食糧，兼給副丁五人，以遠資。」とあるのを、先に推計された調庸27束と雑徭20束，食糧144束，副丁100束に換算して，労働価値を計算するものである(澤田1927，巻末附録第6節)。

41) 澤田(1927，第41章)においても，奉仕義務は出挙稲と同様に負担は計上されていない。

42) $(2.75 + 0.5) \times 1 = 2.6$ 。

43) 官位相当の制度により，すべての有位者は，その位に相当する官職に就任することが可能ではあるが，位階には定員がなく，官職には定員があるため，そうした場合には相当官職に就いていない官人(散位)となる。したがって，位階のみの給与を得た官人も相当数存在したと考えられ，位階を有することだけでも経済的特権があったこととなるが(竹内1958，156-182頁)，ここでは位階および官職の両方の給与を得た官人のみの推計をおこなっている。

44) 位封・職封は，給与された封戸の出す租の2分の1，庸・調の全部，仕丁の労役を收取することになっており(『養老令』賦役令封戸条「凡封戸者，皆以課戸充。調庸全給。其田租為二分，一分入官，一分給主。」)，一戸あたりの定数を正丁4人としていたものであった(『令集解』賦役令封戸条・古記引用・慶雲2(705)年11月4日格)。その後，養老元(717)年に中男の調と雑徭を中男作物に代え，天平11(739)年に租を全て收取することになり，天平19(747)年に1戸あたり正丁5-6人，中男1人を定数とし，租は郷(=50戸)ごとに課口280と中男50，1戸あたり40束(1郷あたり2000束)を限度とするように改められた(『続日本紀』天平19年5月戊寅条「每一戸，以正丁五六人，中男一人為率，則用郷別課口二百八十，中男五十，擬為定数，其田租者，每一戸，以冊束為限，不合加減。」)。

45) 1封戸あたり收取の計算は以下の通り。租： 40 束，調： $(250 \times 18 \div 50) + (30 \times 18 \div 2 \div 50) = 95.4$ ，庸： $(250 \times 9 \div 50) + (30 \times 9 \div 2 \div 50) + (50 \times 9 \div 4 \div 50) = 49.95$ ，中男作物： $(50 \times 18 \div 4 \div 50) = 4.5$ ，仕丁： $(250 \times 30 \div 50) + (30 \times 15 \div 50) + (50 \times 7.5 \div 50) = 166.5$ ，計： $40 + 95.4 + 49.95 + 4.5 + 166.5 = 356.4$ 。

46) 『養老令』戸令戸主条「不課，謂，皇親，及八位以上，男年十六以下，并蔭子，耆，廢疾，妻，妾，女，家人，奴婢。」

47) 『養老令』仮寧令給休暇条「凡在京諸司，每六日，並給休暇。中務，宮内，供奉諸司，及五衛府，別給暇五日。不依百官之例。五月八月休田暇。分為兩番。各十五日，其風土異宜，種收不等，隨隨便給。外官不

在此限。」

48) 律令法の日中比較研究については、大津(2011, 210-278頁)を参考にした。

49) 『養老律』六議条「議貴、謂、三位以上、名例律・婦人有官位条「五位以上、是為通貴。」

50) 藪田(1953)。ここでの「庄」とは、すべてが後の開拓された荘園に相当するものではなく、京に「宅」をかまえる貴族の本貫地であって、「旧い」庄と「新しき」庄は区別するべきとしている。

51) 一般官人の生活の研究は、主に造東大寺司の写経所に勤務していた写経生の月借金の分析によってなされてきており、それらは度重なる月借金によって下級官人が生活苦におちいていたとするものが多い(相田 1923a; 1923b, 榮原 1987a, b, 山下 2010 ほか)。

52) 写経生の勤務状況は、2-3ヶ月間にわたって宿泊勤務と2-3日帰宅休暇を繰り返していたこと、また、休暇願の資料にある休暇理由の34%が病気を理由としたもので、特に赤痢などの消化器系の病気、足病・腰痛および瘡瘍が大半を占めていたことが指摘されている(榮原 1987a)。また、8世紀後半には、律令国家の財政悪化のため写経所では給料や食糧の支給がほぼ半減、もしくは質的に低下していたことから、一般官人の給与・待遇についても同様のことが想定される(中村 2008, 40頁)。

53) 『続日本紀』養老元(717)年5月丙辰条「詔曰、率土百姓、浮浪四方、規避課役、遂仕王臣、或望資人、或求得度。王臣、不經本屬、私自驅使、囑請国郡、遂成其志。因茲、流宕天下、不歸郷里。若有斯輩、輒私容止者、揆状科罪、並如律令。又依令、僧尼取年十六已下不輸庸調者、聽為童子。而非經国郡、不得輒取。又少丁已上、不須聽之。」

54) 調庸の貢納も、もともとは神に奉る初穂であったことが指摘されている(大津 1999, 第5章)。

参考文献

資料

青木和夫・稲岡耕二・笹山春生・白藤禮幸校注(1989-1998)『続日本紀 1-5(新日本古典文学大系 12-16)』岩波書店。

林陸朗・鈴木康民編(1985)『復元 天平諸国正税帳』現代思潮社。

井上光貞・関晃・土田直鎮・青木和夫校注(1976)『律令(日本思想大系 3)』岩波書店。

宮内庁正倉院事務所編(1988-2006)『正倉院古文書影印集成』八木書店。

黑板勝美・国史大系編修会編(2011)『令集解(新訂増補 国史大系 23-24)』NetLibrary。

黑板勝美・国史大系編修会編(2011)『政事要略(新訂増補 国史大系 28)』NetLibrary。

東京大学史料編纂所編(1901-1940)『大日本古文書』東京帝国大学(復刻版)。

虎尾俊哉編(1992)『弘仁式貞観式逸文集成』国書刊行会。

虎尾俊哉編(2000-2017)『延喜式 上・中・下(訳注日本史料)』集英社。

研究論文・書籍

相田二郎(1923a)「金銭の融通から見た奈良朝の経師等の生活(上)」『歴史地理』第41巻第2号, pp. 52-65。

相田二郎(1923b)「金銭の融通から見た奈良朝の経師等の生活(下)」『歴史地理』第41巻第3号, pp. 52-65。

春名宏明(1993)「官人家の家政機関」笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』上, 吉川弘文館, pp. 303-353。

市川理恵(2015)『正倉院文書と下級役人の実像』同成社。

今村直樹・中林真幸(2017)「所得と資産の分配」深尾京司・中村尚史・中林真幸編『岩波講座 日本経済の歴史 第2巻 近世 16世紀末から19世紀前半』岩波書店。

石上英一(1996)『律令国家と社会構造』名著刊行会。

石井良助(1969)「中田博士の法制史の比較研究法について」『国家学会雑誌』第82巻第7・8号, pp. 135-157。

石母田正(1971)『日本の古代国家』岩波書店。

鎌田元一(2001)『律令公民制の研究』塙書房。

上川通夫(1986)「八世紀の私度僧をめぐって」『立命館文学』第490-492巻合併号, pp. 157-191。

鬼頭清明(1977)『日本古代都市論序説』法政大学出版局。

小口雅史(1990)「日本古代における「イネ」の収取について：田租・出挙・賃租論ノート」黛弘道編『古代王権と祭儀』吉川弘文館, pp. 198-240。

持田泰彦(1978)「奈良朝貴族の人数変化について」『学習院史学』第15号, pp. 17-35。

中村順昭(2008)『律令官人制と地域社会』吉川弘文館。

大隅清陽(2011)『律令官制と礼秩序の研究』吉川弘文館。

大津透(1999)『古代の天皇制』岩波書店。

大津透(2006)『日唐律令制の財政構造』岩波書店。

大津透(2011)『律令制研究入門』名著刊行会。

榮原永遠男(1987a)「平城京住民の生活誌」岸俊男編『日本の古代9 都城の生態』中央公論社, pp. 187-266。

榮原永遠男(1987b)「都城の経済機構」岸俊男編『日本の古代9 都城の生態』中央公論社, pp. 267-318。

佐々木恵介(1986)「律令里制の特質について」『史学雑誌』第95巻第2号, pp. 159-185。

澤田吾一(1927)『奈良朝時代民政経済の数的研究』富山房。

関晃(1997)『日本古代の国家と社会(関晃著作集第4巻)』吉川弘文館。

関口裕子(1986)「五十戸一里制をめぐると、二の問題」田名網宏編『古代国家の支配と構造』東京堂出版, pp. 96-147。

藪田香融(1953)「万葉貴族の生活圏」『万葉』第8巻, pp. 9-22。

高橋崇(1970)『律令官人給与制の研究』吉川弘文館。

高島正憲(2017)『経済成長の日本史：古代から近世までの超長期 GDP の推計 730-1874』名古屋大学出版会。

竹内理三(1932)『奈良朝時代における寺院経済の研究』

- 究』大岡山書店。
- 竹内理三(1958)『律令制と貴族政権 第I部・第II部』御茶の水書房。
- 竹内理三(1959)「正倉院戸籍調査概報」『史学雑誌』第68巻第3号, pp.34-55, p.80.
- 竹内理三(1960)「正倉院戸籍調査概報(統一)」『史学雑誌』第69号第2号, pp.77-98.
- 瀧川政次郎(1943)『律令時代の農民生活』刀江書院。
- 戸田芳実(1967)『日本領主制成立史の研究』岩波書店。
- 虎尾達哉(1998)『日本古代の参議制』吉川弘文館。
- 山下有美(2010)「月借錢再考」栄原永遠男編『日本古代の王権と社会』塙書房, pp.315-342.
- 浦田明子(1972)「編戸制の意義: 軍事力編成との関わりにおいて」『史学雑誌』第81巻第2号, pp.28-76.
- 吉田一彦(1995)『日本古代社会と仏教』吉川弘文館。
- 吉田孝(1983)『律令国家と古代の社会』岩波書店。
- 吉川真司(1998)『律令官僚制の研究』塙書房。
- 吉村武彦(1996)『日本古代の社会と国家』岩波書店。
- Bassino, J. P., S. Broadberry, K. Fukao, B. Gupta, and M. Takashima (2019) "Japan and the Great Divergence, 730-1874," *Explorations in Economic History*, Vol. 72, pp. 1-22.
- Farris, W. W. (2006) *Japan's Medieval Population: Famine, Fertility, and Warfare in a Transformative Age*, Honolulu: University of Hawai'i Press.
- Fochesato, M., and S. Bowles (2017) "Technology, Institutions, and Wealth Inequality over Eleven Millennia 2017," *SFI Working Paper*.
- Kuznets, S. (1955) "Economic Growth and Income Inequality," *The American Economic Review*, Vol. 45, No. 1, pp. 1-28.
- Lindert P. H. and J. G. Williamson (1983) "Revisiting England's Social Tables, 1688-1812," *Explorations in Economic History*, Vol. 19, No. 4, pp. 385-408.
- Maddison, A. (2001) *The World Economy: A Millennial Perspective*, Paris: OECD Department Centre.
- Saito, O. (2015) "Climate, Famine, and Population in Japanese History: A Long-term Perspective," in B. L., Batter and P. C. Brown, eds., *Environment and Society in the Japanese Islands*, Corvallis: Oregon State University Press, pp. 213-229.
- van Zanden, J. L. (1995) "Tracing the Beginning of the Kuznets Curve: Western Europe during the Early Modern Period," *Economic History Review*, Vol. 48, No. 4, pp. 643-664.
- Williamson, J. G. (1991) *Inequality, Poverty and History*, Oxford: Blackwell Publishing.